

アブラナ科の花蕾類の出荷制限・摂取制限解除計画（福島県県北地方）

1 出荷制限を解除する範囲

福島県県北地方

（福島市、川俣町（山木屋の区域を除く。）、伊達市、桑折町、国見町、二本松市、大玉村、本宮市）

2 制限解除までの検査計画（別添1参照）

県北地方において、この時期生産が行われている品目のブロッコリーを検査対象品目として選定して、出荷のある市町村で毎回2市町村以上検査を実施し、アブラナ科の花蕾類の出荷制限・摂取制限を解除する。

3 解除後の出荷管理計画

（1）出荷者の対策

ア 県は、JA系統出荷団体及び系統外出荷団体等（以下、「出荷団体等」という。）の出荷者に対し、これまでどおり出荷制限品目の取扱いを文書やホームページ等により周知するとともに、市町村等と連携して県関係機関の各種業務活動等を通じて徹底を図る。

イ 出荷団体等に対し、販売先等の記録の保存を求め、出荷先の捕捉を可能とする。

ウ 今般出荷制限・摂取制限を解除する県北地方の出荷団体等は、出荷容器に出荷団体名及び生産者コードを掲載しており、生産物の生産市町村の絞り込みが可能となっている。また、出荷者は生産履歴を記録・保管し、出荷団体等は出荷者の生産履歴を出荷前に確認している。当該地方のJA系統の出荷団体は、出荷容器に出荷団体名等を表示しており、卸売業者、小売業者も当該表示を見ることにより生産地域の判別が可能である。

それ以外の系統外出荷団体等に対しては、出荷容器への産地名のわかるチラシ等の添付を徹底し、卸売業者、小売業者も当該チラシ等を見ることにより、生産地域を判別可能とする。（別添2参照）

(2) 出荷状況の把握

県は、出荷制限品目について、県内の出荷状況を J A 全農福島及び卸売市場を通して隔週を目途に確認する。

また、系統外出荷団体等が添付するチラシ等については、系統外出荷団体等に対する説明によって周知する。

(3) 卸売市場等出荷先への情報提供

卸売市場等に対して県内の出荷制限解除となった地方以外のブロッコリー等のアブラナ科の花蕾類について出荷制限が引き続き指示されていることを周知するとともに県北地方産出荷団体等の情報を提供し、出荷容器の名称等を確認させることにより区分管理するよう指導する。

また、卸売市場の巡回により状況確認を行う。

(4) 解除後のモニタリング計画

解除後も東京電力株式会社福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出が継続している間は、ブロッコリー等の出荷が見込める時期まで、出荷のある市町村において検査を実施する。

また、秋にはブロッコリーの出荷が見込まれ、出荷前に検査を行うこととする。

(5) モニタリング調査により暫定規制値を超える結果が判明した場合の対応

暫定規制値を超える結果が得られた場合には、即時に当該市町村からの当該品目の出荷自粛を求める。また、周辺地域の広がりについてモニタリング検査を行う。